

加斗小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 策定

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

—福井県いじめ防止基本方針より—

この基本方針は、本校における解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 加斗小学校は、「自立した子ども集団」の育成を通して「自分の未来・ふるさと小浜の未来・社会の未来を切り拓く人材」の育成を図ります。その過程で、正しい認識の能力を育て、それにふさわしい情意の発達、行動力の向上を目指します。社会的常識にてらして、子どもたちの尋常でない言動については毅然と対応します。
- (2) 加斗小学校は、すべての児童がいじめに対する正しい認識と行動力が持てるよう、管理職がリーダーシップを発揮し、計画的、組織的に教育活動を行うよう計画・実践し、未然防止や事の解決を図ります。
- (3) 加斗小学校は、児童にとって、より安全・安心な環境の実現を目指し、児童が全力で学習に取り組めるよう、子どもたちのおかれている環境、気持ちに十分配慮し対応します。特にいじめ等の問題行動の未然防止に向け、市教育委員会、家庭・保護者、地域、関係機関、専門家との連携を図ります。

2 いじめの定義と判断

「いじめ」とは、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

—いじめ防止対策推進法 第2条 より—

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

○認め合い、協力することのできる個と集団を育てる教育

教員は、ふるさと教育や偉人の生き方に学ぶことを通して、人として大切なことを教えるとともに、芸術やスポーツ等も含め、児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いの良いところを認め合う人間力を高めます。

授業や集団活動を通して、自分のよさに気付きながらお互いを認め合い、協力し合い、励まし合って物事に取り組もうとする児童を育てます。よいことはよい、よくないことはよくないという毅然とした態度の指導を心がけるとともに、児童のよいところを積極的に見つけてほめる努力をします。そして、児童同士もお互いのよいところを認めることができるよう、よりよい個の育成と集団づくりに取り組みます。

発達障がい等のある児童生徒がいじめを受けることがあるため、障がいへの理解やそれぞれの個性や人格の違いを認め合う教育を進めます。

○人権教育の推進

人権教育全体計画に基づき、計画的・系統的な人権教育を進め、その指導内容や指導方法の工夫・改善に努めながら、児童が生命や人権を大切にする心を育てます。

計画的な人権教育を進める中で人権についての基本的理解を深め、自分だけでなく他の人の大切さも認めることができる態度を育てていきます。また、発達障害のある児童への理解が進むよう手立てを講じます。

○道徳教育の推進

道徳教育を推進し、児童に対して、生活のために必要な習慣や態度を身に付けさせることに努め、人との関わり、人間としての在り方や生き方に関する認識を深めさせ、児童が自分の目標に向かってやり抜くためのたくましさを育てるとともに、思いやりや助け合いの心に従って行動できる力を育てます。

学校教育全体を通して進めるとともに、道徳の授業には、発達段階に応じて計画的・発展的に指導を行いながら道徳的实践力向上を目指して指導します。

○体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア体験などを通して同世代だけでなく、大人や障がいのある人などとの心の触れ合いの機会を設け、児童生徒が共に活動することに喜びや感動を得られる教育を進めます。

加えて、地域の教育資源を生かした体験活動を取り入れ、お互いを認め合い、助け合うことのできる集団づくりを目指します。また、遠足などでともに励まし合う心と態度、簡単には折れない強い心を育みます。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめ防止等のための取組みに係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等のための取組みの改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・安全に過ごせる場所であり居心地が良い学校づくりができましたか。
- ・自分や友だちを大切にする教育の推進ができましたか。
- ・子どもたちが学校に来るのが楽しい、と思える学校づくりができましたか。
- ・子どもたちの自己肯定感や自己有用感を高める手立てができましたか。

【児童】

- ・学校は安全に過ごせる場所で居心地が良いですか。
- ・あなたは、自分や友だちが大切だと思いますか。
- ・あなたは学校に来るのが楽しいですか。
- ・自分の良いところを見つけることができましたか。

【保護者】

- ・お子様は、学校は安全に過ごせる場所であり居心地が良い、と思っていますか。
- ・お子様は、自分や友だちを大切にしていますか。
- ・お子様は、学校に行くのが楽しいと思っていますか。
- ・お子様は、自分の良いところを知っていると思いますか。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

加斗小学校で学ぶ子どもたちのだれもが「わかる喜び」「できる喜び」を感じられるよう、教材研究の質の向上に向けて研修の充実を図り、公開授業を通して教員の共通理解を促しながら、授業の質を向上させます。「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解できる学習を行います。生き方を考えることにつながる授業の実践に努めます。

○自立した集団づくりに向けた活動

全校活動、色別縦割り活動、学級みんな遊び等の集団活動を継続し、自分たちで自分の属する集団に潜む課題を解決していくことを通して、集団自体の質の向上を図れるよう、子どもの考えに基づいた活動ができる時間を確保します。

特に、縦割り異年齢集団での活動を推進し、児童生徒の自己有用感を高め、子ども中心の学校作りを進めます。

○信頼される学校づくり

信頼される学校づくりの一環として、学校の情報を地域に発信する中で、学校のいじめに対する取り組み姿勢や具体的実践に対する理解を得られるよう努力します。

○情報通信機器の取り扱いに関する啓発

情報通信機器の持つ怖さに関して、児童・保護者の双方に向けて啓発できる取り組みをします。

(4) いじめの早期発見

○複数の積極的な目で見ること

小規模校の特長を生かして複数の目で児童を見守り、変化に気を配ります。小さな変化も情報として共有できるよう体制を整え、積極的にいじめを認知します。

○自己チェックの活用

児童自身が生活を振り返るチェックに担任が目を通して確認することで、問題行動を含めたいじめ等の早期発見に努めます。

○アンケートと教育相談

学校生活アンケートを計画的に実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整えます。その結果をもとに児童個々の自立と学級集団をより自立した集団へと高める手段の一つとして、教育相談を実施します。また、通学班の教育相談も実施して情報の収集に努めます。

○家庭や地域との連携

日頃から保護者との意思疎通を図り、児童の変化を見逃さないよう努力します。また、地域の住民や社会教育団体からの情報にも目を配り、耳を傾け、いじめのない、より好ましい人間関係の実現に努力します。

(5) いじめへの事案対処【チームでの対応】

○速やかな組織対応

教員は、いじめの訴えや兆候を発見した場合には、いじめられた児童生徒の立場に立って適切に対応するとともに、特定の教員が抱え込むことなく速やかに情報を共有し、組織的な対応につなげます。

○いじめ対応サポート班の設置・対応

情報の収集と共有により、いじめ対応サポート班を設置し、速やかに被害児童を守る体制を整えます（サポート班の構成は後述の組織図参照）。当該事案への対応策を協議し、個別面談や情報収集等の役割分担を決めてチームで対応します。

○被害児童・加害児童への対応

被害児童の心のケアと心身の安全の確保を図るために、おもに担任と養護教諭がよく話を聞きます。加害児童に関しては、おもに担任と生徒指導主事による事実確認を十分に行い、校長（教頭）の助言を得ながら適切な指導を行います。

○外部人材や関係機関との連携

必要に応じ、外部人材（SC、SSW、SS）や教育委員会などの関係機関との連携を取りながら、早期解決を図ります。

校長は、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるようなものが含まれることがあるため、これらについては、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応をとります。

(6) いじめの解消

○校長は、いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○校長は、いじめにより「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等の重大事態が発生した場合、直ちに、市町教育委員会へ報告するとともに、「いじめ対策委員会」において、いじめ事案の実態等を調査します。いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処をします。

- ・事態の発生を市教育委員会に速やかに報告します。

- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

常設とし、いじめに関する指導の方策等を協議、決定します。

構成員…校長、教頭、教務主任、生徒指導主事(教育相談担当)、養護教諭

機能 …○未然防止を主目的とし、いじめ問題対応の年間行動計画の作成、実行、検証、修正

○関係する情報の収集、記録、共有

○教員研修の計画と実施、学級活動のためのアドバイス

○アンケート調査や教育相談の計画

○いじめ問題への取り組みの点検

○いじめ対応サポート班設置の判断

(2) いじめ対応サポート班

いじめを認知した場合に設置し、早期解決を図るための手立てをとります。

構成員…生徒指導主事(教育相談担当)、関係の担任、養護教諭

機能 …○認知したいじめに対する対応方針の決定

○個別面談による情報収集

○継続した支援

○保護者との連携、地域との連携

○外部人材や外部機関との連携

(3) 家庭、地域、関係機関との連携

○校長は、いじめ問題への対応や学校生活のあり方について、年度当初に保護者へ説明し理解を求めます。

○校長は、地域・学校協議議会やサポートチームとの協力体制を大切にし、地域で子どもを育てていく組織・運動体の形成に配慮します。

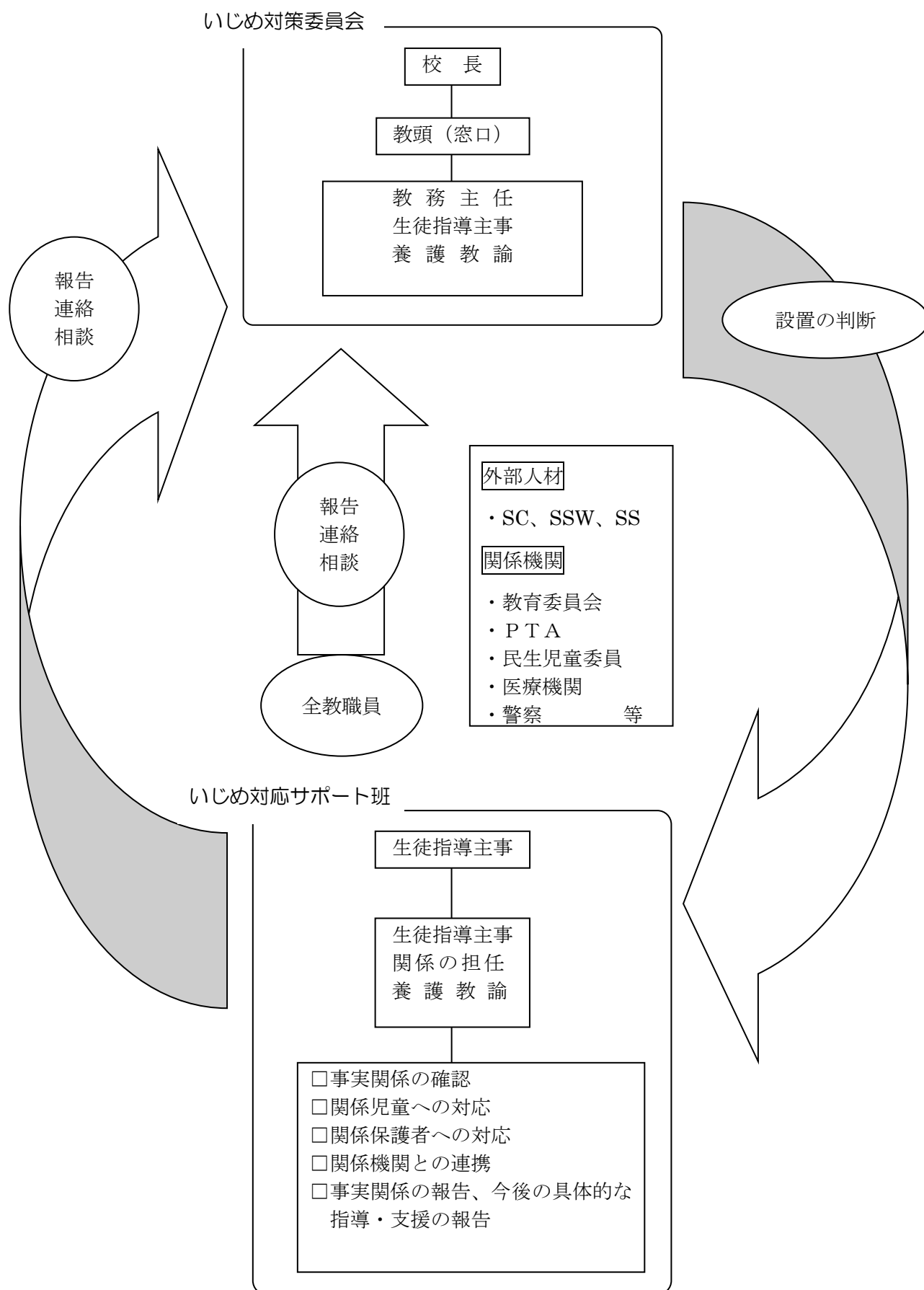
○校長は、警察や児童相談所等との円滑な連携を図るため、関係機関等との情報交換を緊密に進めます。

(4) 学校相互間の連携協力

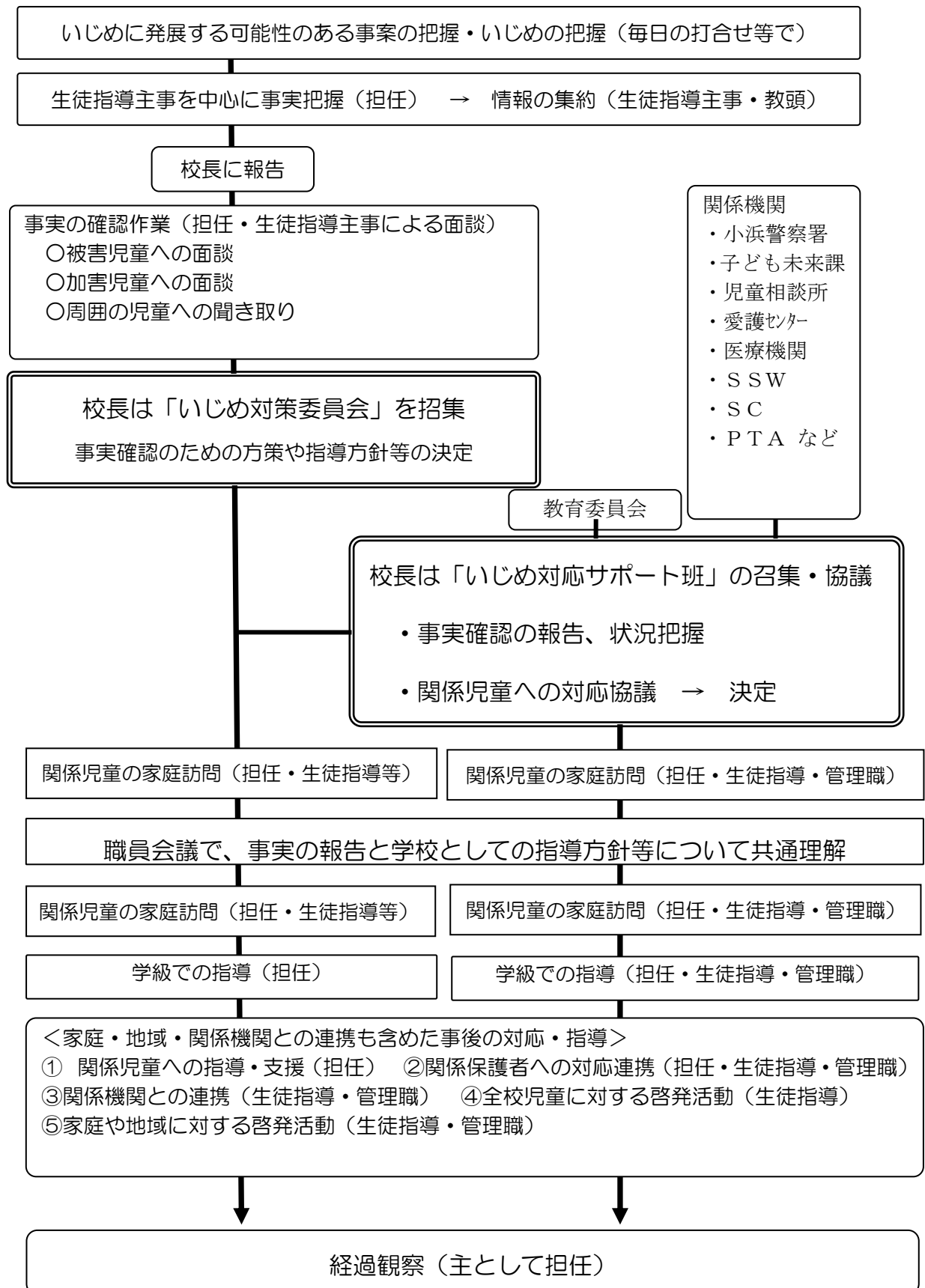
○校長は、いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、適切な支援や指導・助言を行うことができるようにするため、日ごろから学校相互間の連携協力体制を整備します。

(5)【組織図】

加斗小学校



【対応マニュアル】



5 【いじめ対策の年間行動計画】

〔4～6月〕

月	教員の動き等	児童の活動等					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
4	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職 員 会 議 ・年間計画の周知 ・教員の意識点検 ↓ P T A 総 会 ・基本方針公表	新しい出会いを通して仲間作り ・学級 集団登下校 クラブ 委員会等					
						縦割り活動計画 ・リーダー育成	
		集団活動開始【通年活動】→より自立した集団へ ・色別縦割り班活動 居場所づくり（教員）と絆づくり（児童）					
				「アセス」実施			
	いじめ対応サポート班 ・事象を認知した場合						
	各種経営案完成	学校生活アンケート					
5	研修 ・アセスの分析と活用 ・チーム支援 ・不登校について	いじめ等に関する自己チェック					
		教育相談週間（学級）					
5		遠足 集団活動を通し仲間作りを進め、集団での所属感や連帯感を深める。 公衆道徳等について望ましい体験を積む。					
	いじめ対策委員会 ・定期の情報交換、状況把握						
6		いじめ等に関する自己チェック					
		校内体育祭に向けて色別種目・応援練習 ・6年生が中心となり、全校をまとめる。 ・縦割り集団でお互いを知り、信頼関係をつくる。					
		合同体育祭（6月8日）					
	スイッチ・オフ・ウィーク						
	いじめ対策委員会 ・定期の情報交換、状況把握						

〔7～9月〕

月	教員の動き等	児童の活動等					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
7		いじめ等に関する自己チェック					
		蒼島学習					
	いじめ対策委員会 ・ 定期の情報交換、状況把握 ・ 夏季休業前の指導内容確認						
8							
	研修 ・ 生徒指導						
	学級経営案の見直しと修正						
	いじめ対策委員会 ・ 定期の情報交換、状況把握						
9		いじめ等に関する自己チェック					
		集団活動【通年活動】→より自立した集団へ ・ 全校活動 ・ 色別活動 ・ 学級みんな遊び					
		アンケート実施		「アセス」実施			
9		陸上記録会練習 校内発表会					
		教育相談週間（学級）					
	いじめ対策委員会 ・ 定期の情報交換、状況把握						縦割り活動計画

〔10～12月〕

月	教員の動き等	児童の活動等					
		1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
10		いじめ等に関する自己チェック					
					市陸上記録会		修学 旅行 (15・16 日)
		教育相談週間					
	いじめ対策委員会 ・ 定期の情報交換、状況把握	校内マラソン大会 ・ 励まし合いながら目標に向けて努力する体験を積む。					
11		いじめ等に関する自己チェック					
					ふるさとまつり 参加		
		いじめ対策委員会 ・ 定期の情報交換、状況把握					
	スイッチ・オフ・ウィーク						
12		いじめ等に関する自己チェック					
					人権週間の取組と人権集会 ・ 人権に関する話を聞き、人権意識を高める。		
		いじめ対策委員会 ・ 定期の情報交換、状況把握 ・ 冬季休業前の指導について					

〔1～3月〕

月	教員の動き等	児童の活動等					
		1年	2年	3年	4年	5年	6年
1	学級経営案の見直しと修正 (学年末へ向けて)	集団活動【通年活動】→より自立した集団へ ・全校活動 ・色別活動 ・学級みんな遊び					
	いじめ対策委員会 ・ 定期の情報交換、状況把握 ・ 冬季休業後の児童の様子について ・ 重点事項整理 ↓ 職員会議 ・ 重点事項の共通理解						縦割り活動計画 ・ リーダー育成
		いじめ等に関する自己チェック					
		給食週間 ・ 感謝の心					
		「アセス」実施					
	いじめ対策委員会 ・ 定期の情報交換、状況把握	学校生活アンケート					
		教育相談週間					
		学習発表会に向けて					
		いじめ等に関する自己チェック					
2	スイッチ・オフ・ウィーク	学習発表会					
		新入生 体験入 学					中学校 体験入 学
	いじめ対策委員会 ・ 定期の情報交換、状況把握	学校生活アンケート					
		いじめ等に関する自己チェック					
3	いじめ対策委員会 ・ 年度の振り返り ・ 次年度へ向けて ↓ 職員会議 ・ 課題確認 ・ 計画確認	先輩を 送ろう ・ リーダー育成					
		縦割り 6 送会 ・ 6 年生への感謝の心 ・ 次学年への心構え					
		卒業証書授与式					
		修了式					

